

特別連載

「入試改革」嵐の中で…

「新制大学」40年の軌跡

5

大学進学を公平にするために 大学入試多様化の時代

名古屋大学教授 佐々木 享

共通第一次試験の導入と選抜方法
の多様化——一九七九年以後

大学入試「大学入学者選抜制度は一九七〇年代から次第に多様化してきたが、最も重要な転換点は、一九七九（昭和五四）年入試だった。この年から大学入試センターの行う共通第一次学力試験（「共通第一次試験と略称」）が実施され、国公立大学では、この共通一次の成績と各大学が独自に行う二次試験の成績を総合して（「実態としては合算して」）合否を判定するという全く新しい選抜方法が採用されたからである。この年から国立大学の二次試験の入試期日が唯一回の同一期日に統一さ

れたことも、新制大学始まって以来初めてのことだった。入試期日の統一化は受験機会が唯一回になったことを意味したから、受験生が安全指向に走り、受験者・合格者の点数の幅が狭くなるという現象も顕著となった。これは、後年の国立大学の受験機会複数化へのバネとなった。

マークシート方式は、従来から一部の大学で実施されていたが、これが共通試験に採用されたことも重要な変化だった。この解答方式は、統一問題による学力（検査）の画一化という危惧とともに批判の目にさらされたが、難問奇問を排除し得ていることから次第に定着した。

大学にとっては、高学力の学生が大勢入学してくることに期待感を持っているが、さまざまな個性や主張、価値感を持った学生を入学させることで、学内を活性化させようという議論も一方にはある。こうした考えは当然、選抜方法等にも大きく影響してくるわけで、大学入試は今、多様化の時代を迎えている。

それぞれの科目についての幅広い基礎的な学力は共通一次試験で測定されるとして、二次試験では論述式を採用するなど各大学の独自性を発揮するよう推奨された。このため、二次試験ではいわゆる客観主義による出題方式（本連載第一回参照）の呪縛から解放され、論点を掘りさげる思考力を要求する小論文や記述式で解答をもとめる方式が多用されるようになった。これも、推薦入学以外にはなかったことであり、新しい流れであった。

論述式で解答をもとめる出題が多くなった関係で、従来は東大、一橋大、東京外語大など極めて僅かな大学で実施されていたに過ぎなかった二段選抜（足切り）が急増したことも顕著な変化であった。共通一次元年の一九七九年には、五二大学一三八学部が志願倍率（京大のみは共通一次の得点）による足切りを予告していたが、実際には一九大学四〇学部で実施され、約一万名が足切りの憂き目にあった。

推薦入学の比重の増大

一九七九年から顕著になった新しい動向は、右にとどまらない。たとえば、七九年入試を目前にした『螢雪時代』誌七九年一月号は、「五四年国公立大入試のニューフェース

二次募集、推薦入学、重願、併願」という特集記事を掲載していた。このうち推薦入学は、一九六〇年代から公認されてきたもので決して新しい選抜方法ではなかったが、七九年を境に国立大学でもこの方式を採用する大学が急増したことに注意をうながしたのだった（表1）。私立大学では、一九八〇年代には、推薦入学による入学者が全入学者の四分の一を占めるに至った（表2）。こうして一九八〇年代は、「推薦入試をキミの併願作戦の中に組み込め」（『螢雪時代』八〇年六月号）といわれる時代になった。

推薦入学の増大は、出身学校長の推薦や調査書が選抜資料として重視されるようになってきたという意味で、大学入試の歴史でも重要な変化だといえる。また、推薦基準、推薦入学の選抜基準が多様化したことも注目される。

国公立大学では相変わらず在学中の成績を最重視する傾向が強いが、それでも、学部学科によっては特定の職業学科出身者をもとめるなど、推薦基準の幅が広がっている。入学者の四分の一にも達する私立大学の推薦入学の選抜基準は、成績最上位者をもとめる場合ももちろん多いが、成績中位でも学ぶ意志や当該大学進学希望の強さ、個人的主張を重視するなど、著しく多様になっている。

表1 推薦入学の実施状況（国立大学昼間部）

調査回収学部数	実施学部数	実施率(%)	全入学者	推薦入学者	推薦比率(%)
1975	299	30	74,338	605	0.8
1978	319	45	78,751	935	1.2
1979	321	64	80,926	1,089	1.3
1980	333	69	83,097	1,219	1.5
1981	336	73	83,762	1,347	1.6
1982	337	74	86,348	1,427	1.7
1983	338	78	85,887	1,516	1.8
1984	339	85	85,682	1,724	2.0

「大学入学者選抜実態調査」各年度版による。

表2 推薦入学の実施状況（私立大学昼間部）

調査回収学部数	実施学部数	実施率(%)	全入学者	推薦入学者	推薦比率(%)
1975	558	330	306,352	72,776	23.8
1978	582	350	306,274	73,314	23.9
1979	592	366	287,617	69,772	24.3
1980	591	412	291,290	74,608	25.6
1981	599	413	291,027	76,304	26.2
1982	610	445	317,037	77,015	24.3
1983	615	486	295,119	81,305	27.5
1984	624	522	291,194	86,059	29.6

「大学入学者選抜実態調査」各年度版による。

帰国子女特別選抜

選抜方法の多様化は、選抜基準の多様化を意味している。一九七九年から「大学入学者選抜実施要項」に記載され公認された帰国子女特別選抜、社会人入学もこの新しい動向を象徴している。ここでは前者に注目してみる。

海外に長く在住して帰国した子女のための特別選抜は、一九七八（昭和五三）年に筑波大学の医学学群をのぞく各群で、翌七九年には神戸商科大商経学部で初めて実施されたといわれる（安井みずす「大学へのもう一つの道」）。もちろんこの方法で入学する人数は少ないが、この選抜を実施する大学は、国公立大学をふくめて急増している。

帰国子女特別選抜は、一般入試や推薦入学などの従来の選抜方法とは異なる選抜基準を採用していることを重要な特徴としている。

長年海外に在住した子どもも、一二年間の学校教育を受けていれば大学入学資格が与えられる。しかし彼らの受けた教育は、教育内容、教育方法などの点でわが国のそれとは著しく異なっている（ICU高校、渡部淳編「世界の学校から——帰国生たちの教育体験レポート」一九八九年）。このため、一般の受験生と同じ学力検査では彼らは到底たちうちでき

ない。このことが、いわゆる国際化の進展に伴って増加している海外勤務者たちの悩みの種になっていった。他方、大学側からみると、

一般学生のもたない生活体験をもつ彼らを受け入れることは、画一化し沈滞する学生生活に新風をもたらすかも知れぬという期待がある。そこで、一定人数に限って、大学入学後の学習可能性をもっているかどうかだけを検査するなど一般受験生とは別個の条件で受け入れようというのが帰国子女特別選抜である。

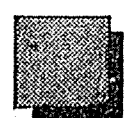
帰国子女特別選抜を支える原理は、大学入試を伝統的に支配してきた狭い意味での公平の原則では説明できない。これは、社会条件の変化で、いわば自らの意志とは関係なく特別な条件におかれた者にも差別なく大学進学

身体障害者の大学進学

の機会を与えようというものであるから、これを支えているのは広い意味での社会的公平の原則とも呼ぶべきものであろう。

身体障害者の大学進学

大学入試多様化に関連して見過ごせないのは、身体障害者の大学進学問題である。身体障害者については、受験に際して、必要に応じて点字で出題する、車椅子で受験できるよ



●新制大学40年の軌跡

〔再審査して身体障害者を入学させた
大阪教育大学〕

一九七一（昭和四六）年春、大阪府立高出身で脳性マヒ後遺症のため右手足に軽度の障害のあったS君が大阪教育大入試で不合格となった。しかしS君は学力検査では合格水準以上であったとみられた。同君と両親が障害を理由とする不合格判定の再審査を大学に要望し、これを支持する運動が急速に拡がった。要望にこたえて大学側は異例の再審査をしたが、不合格を再確認する結果となった。

この間に、S君は高校時代は陸上競技部に属し、水泳もクロールで二〇〇メートル泳ぎ、片手でピアノもひきこなすことなどが明らかにされ、「障害者に対する入学差別をなくす連絡会議」が結成されるなど、再審査要求支援の輪は広がった。六月に入って開かれた教授会は長時間の真剣な討議の末、圧倒的多数で前回の決定をくつがえし、同君を合格とした。

一連の経過は一面で大学とくに教員養成学部のもつ古い体質を明らかに出したが、同大学がこれを超える「決定変更の知的勇気をもったこと」は高く評価された（「全障研第六回大会討議資料」一九七二年）。

重大な問題になる。

一般的にいえば、身体障害者を受け入れるかどうか、受け入れるためにどれだけ配慮しているかは、現代においては大学入学者選抜制度の民主主義的性格の重要なバロメータである。この点でみると、大学入試にみられる大学側の態度は、長い間、積極的ではなかった。

戦前の、とくに官立の高校、専門学校の入試では体格検査が厳重で、身体障害者を受け入れる考え方は全くなかったに等しい。これにたいして新制大学では、一九四八年五月三十一日の文部省告示が新制の盲、聾学校高等部、卒業生だけでなく、旧制の東京盲学校師範部、東京聾啞学校師範部の修了者にも大学入学資格を与えていたことにみられるように、法制度上では、発足当初から障害者を差別し除外する考え方を廃棄していた。障害者の受け入れは個々の大学の努力と見識にまかされていたわけであったが、実際に大学で学び得た障害者は極めて僅かだった。

一九七〇年代に入ると、障害者の大学進学問題はようやく各方面で注目され始めた。全国障害者問題研究会は、一九七二(昭和四六)年春に大阪教育大で起こった障害者進学問題を直接の契機として、七二年の第六回大会から「障害者に高等教育をどう保障していくか」

の分科会を設け、各大学、地域での大学進学をめぐる実態や問題点を研究し始めた。同じ七二年八月に大学基準協会の大学入試制度改革委員会が発表した報告書も、「国公立大学を通じて、可能な範囲においてできる限り、身体障害者の大学進学を認める姿勢をとるべきであろう」とのべた。

こうした経過を背景として、一九七四年度の「大学入学者選抜実施要項」は、はじめて身体に障害ある者の「受験の機会を確保する」よう大学側の注意をうながした。これをうけて国立大学協会第二常置委員会は七五年三月に、障害者の受け入れに関連した募集要項、入試経費、学力検査、学校建築等につき改善すべき課題を各大学に提起した。

身体障害者の大学入学者数は、右の動きを背景に、一九七四年から急増した(表3)。とりわけ、財政面等で困難の多い私立大学の受け入れ増は注目される。

一九八〇年代に入ってから、原因がはっきりしないが、国立大学については障害者の受験者、入学者ともに減少している。帰国子女には特別の基準を設けて選抜しているのに、障害者には健常者と同一基準を適用することの可否等をふくめて、国立大学の進学制度の民主主義的性格は改めて問われているのではなからうか。

表3. 身体障害者の大学入学者数(短期大学をのぞく)

()内は受験者数

	1973	1974	1975	1977	1979	1981	1983
国立	32	98	64 (293)	133 (395)	130 (347)	71 (205)	67 (217)
公立	15	33	8 (51)	11 (103)	5 (29)	7 (38)	9 (32)
私立	322	640	423 (1404)	649 (2152)	778 (3466)	727 (2581)	628 (3113)
計	369	771	495 (1748)	793 (2650)	913 (3842)	805 (2842)	704 (3362)

各年の文部省「大学入学者選抜実態調査」による。

日本大学の志望者集合ノ
日本大学研究と英語特訓

日大オーブンカレッジゼミ

9月23・24日、日本大学商学部校舎で開催。参加者募集中ノ
詳細は「私大合格」8月号12ページを参照。日大が近くなるゼミノ